

浜松市規則第 17 号

浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当並びに給与に関する条例施行規則（令和元年浜松市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当相当報酬)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による通勤手当相当報酬の月額は、次の各号に掲げる月額職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる月額職員 1 月につき <u>3 万 1, 6 0 0 円</u> を超えない範囲内で、次に掲げる<u>月額職員</u>の区分に応じて 1 月当たりの通勤回数を考慮して任命権者が定める額</p> <p><u>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道 5 キロメートル未満である月額職員</u></p> <p><u>イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 1 0 キロメートル未満である月額職員</u></p> <p><u>ウ 使用距離が片道 1 0 キロメートル以上 1 5 キロメートル未満である月額職員</u></p> <p><u>エ 使用距離が片道 1 5 キロメートル以上 2 0 キロメートル未満である月額職員</u></p> <p><u>オ 使用距離が片道 2 0 キロメートル以</u></p>	<p>(通勤手当相当報酬)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による通勤手当相当報酬の月額は、次の各号に掲げる月額職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる月額職員 1 月につき <u>6 万 6, 4 0 0 円</u> を超えない範囲内で、次に掲げる<u>自動車等の使用距離</u>の区分に応じて 1 月当たりの通勤回数を考慮して任命権者が定める額</p> <p><u>ア 片道 5 キロメートル未満</u></p> <p><u>イ 片道 5 キロメートル以上 1 0 キロメートル未満</u></p> <p><u>ウ 片道 1 0 キロメートル以上 1 5 キロメートル未満</u></p> <p><u>エ 片道 1 5 キロメートル以上 2 0 キロメートル未満</u></p> <p><u>オ 片道 2 0 キロメートル以上 2 5 キロ</u></p>

上 25キロメートル未満である月額職員

メートル未満

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である月額職員

カ 片道25キロメートル以上30キロメートル未満

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である月額職員

キ 片道30キロメートル以上35キロメートル未満

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である月額職員

ク 片道35キロメートル以上40キロメートル未満

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である月額職員

ケ 片道40キロメートル以上45キロメートル未満

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である月額職員

コ 片道45キロメートル以上50キロメートル未満

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である月額職員

サ 片道50キロメートル以上55キロメートル未満

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である月額職員

シ 片道55キロメートル以上60キロメートル未満

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である月額職員

ス 片道60キロメートル以上65キロメートル未満

セ 片道65キロメートル以上70キロメートル未満

ソ 片道70キロメートル以上75キロメートル未満

タ 片道75キロメートル以上80キロメートル未満

チ 片道80キロメートル以上85キロ

メートル未満

ツ 片道 85 キロメートル以上 90 キロ

メートル未満

テ 片道 90 キロメートル以上 95 キロ

メートル未満

ト 片道 95 キロメートル以上 100 キ

ロメートル未満

ナ 片道 100 キロメートル以上

(3) (略)

4 (略)

5 第2項の規定による通勤手当相当報酬の支給を受けている月額職員にその月額を減額すべき事実が生じるに至った場合はその事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその月)、増額すべき事実が生じるに至った場合には、その届出の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその月)から改定する。

6 (略)

(期末手当の支給割合等)

第13条 第1号職員に係る条例第6条第2項に規定する規則で定める支給割合は、6月に支給する場合には100分の125を超えない範囲内で、12月に支給する場合には100分の127.5を超えない範囲内で任命権者が定めるものとする。

2・3 (略)

(勤勉手当の成績率)

第18条 第1号職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各

(3) (略)

4 (略)

5 第2項の規定による通勤手当相当報酬の支給を受けている月額職員にその月額を減額すべき事実が生じるに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)、増額すべき事実が生じるに至った場合においてはその届出の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。

6 (略)

(期末手当の支給割合等)

第13条 第1号職員に係る条例第6条第2項に規定する規則で定める支給割合は、100分の126.25を超えない範囲内で任命権者が定めるものとする。

2・3 (略)

(勤勉手当の成績率)

第18条 第1号職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各

<p>号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務の成績が良好な職員 <u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u></p> <p>(2) 勤務の成績が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の任命権者の定める職員 <u>6月に支給する場合には100分の105未満、12月に支給する場合には100分の107.5未満</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務の成績が良好な職員 <u>100分の106.25</u></p> <p>(2) 勤務の成績が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の任命権者の定める職員 <u>100分の106.25未満</u></p> <p>2 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、会計年度任用職員に支給する通勤手当相当報酬、期末手当及び勤勉手当を改定するものです。